

令和8年9月29日 第53号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

スキマ時間のおともに！ ヒントが見つかる 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

社会福祉法改正特集号

53
号

【この号の内容】

1. 新室長・室員のご紹介

◇新室長ご挨拶

◇室員紹介

2. 社会福祉法等の一部の改正する法律について

◇改正の概要

◇生活困窮者自立支援制度に関わる改正内容

- ①地域づくりの基本理念の明確化
- ②頼れる身寄りがない者等の相談支援の明確化
- ③地域居住支援事業の対象者拡大

④福祉事務所未設置自治体における一時相談事業の実施の努力義務化

3. ご報告・お知らせ

- ◇令和9年度概算要求を行いました
- ◇全国研究交流大会 in 千葉について
- ◇「就労支援の手引き」の全部改正について
- ◇認定就労訓練事業の大臣表彰について
- ◇ひきこもり支援担当（地域福祉係）からのお知らせ
- ◎編集後記

1. 新室長・室員のご紹介



厚生労働省
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室長
市川 聡

◆自己紹介

- 出身地：東京都三鷹市
- 趣味：植物の世話、酒、タバコ、ジョギング
- 個人的失敗事例：物忘れが激しいのと、楽観的な性格をしているため、2週間考えましたが、適当な失敗事例が思い当たりませんでした。基本的には常に失敗していますが、めげずに前向きに生きています。
- 出向経験：所沢市役所、協会けんぽ、OECD日本政府代表部

◆ご挨拶

8月に着任した市川です。ここに来る前は、国会連絡室長という畑の違うポストに就いていました。

生活困窮者自立支援制度のことは着任して初めて学びましたが、これまで経験してきた介護保険や障害福祉、医療保険制度とはあまりに違いすぎて衝撃を受けました。これらの制度では「給付」が制度の大きな柱となっていることから、どうしても厳格なルールを設けることになります。そのルールを変えることはなかなか簡単ではなく、ディフェンシブな立ち回りをすることも多くありました。一方で生活困窮者自立支援制度は、「相談支援」を制度の柱としているため、対象者や支援の柔軟性がとても高い制度となっており、できる理由を探すスタンスで、非常に前向きに仕事に取り組むことができている。

ただ、こうした柔軟な仕組みだけに、制度を動かしていただいている自治体のみなさんに大きな負担をおかけしていることも認識しています。困ったことや新たな発見があれば、遠慮なくご連絡ください。みなさんの声を聞きながらよりよい制度にしていけるよう頑張りますので、ご指導の程よろしく願いいたします。



◆ 室員紹介



ほうじょう しゅんいち
北條 俊一

- 出身地：神奈川県横浜市
- 主な担当業務：制度総括、法令業務
- 最近のマイブーム：アジ釣り、素人でもたくさん釣れて楽しいです。
- 個人的失敗事例：結婚式の新郎挨拶の際、緊張で冒頭から噛みました・・・
- ひとこと：8月に配属された北條と申します。現場の皆様の活動やお話を伺い、「制度の狭間」に陥ることがないように、広く相談を受け止めるこの制度の意義の大きさに感銘を受けるとともに、私自身も、皆様と一緒にこの制度がより良いものとなるよう精一杯頑張りたいと思いました。これからよろしくお願いします。

2. 社会福祉法等の一部を改正する法律について

社会福祉法等の一部を改正する法律が、今年6月に成立しました。
地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保及び定着の支援、福祉サービスの提供基盤の強化等に関する規定が盛り込まれておりますが、本ニュースレターでは、地域福祉課に関する主な改正内容をご紹介します。

1 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業（※）を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議（支援会議）を全市町村で設置できるようにします。

（※）福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

2 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援（現行の福祉サービス利用援助事業と同様）、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

3 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

次ページでは、生活困窮者支援に関連する改正事項についてご紹介します！



続いて、生活困窮者支援に関わる主な改正事項について、 担当者からのメッセージとあわせてご紹介します。

① 地域づくりの基本理念の明確化

～ 改正ポイント ～

- 生活困窮者に対する自立の支援に当たって緊密な連携に配慮する関係機関として、**防災や消費者の利益の擁護及び増進**に関する業務を行う関係機関を追加。
※地域福祉（支援）計画についても、記載する事項として防災と消費者行政を追加。
- 地域づくりの基本理念について、生活困窮者に対する支援体制の整備により、**生活困窮者が自立した生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して行わなければならない**ものであることを明確化。

制度総括担当の鈴木より



日々、現場での支援にご尽力くださり誠にありがとうございます。
災害や消費者トラブル等を含め、生活上の困りごとを抱えた方々を支えていくには、支援関係機関や地域住民の気づきと声かけが重要です。「誰一人取り残されない」地域共生社会の実現に向けた取組が進むよう、お力添えいただけますと幸いです！

② 地域居住支援事業の対象者拡充

～ 改正ポイント ～

- 地域居住支援事業の対象者に、**頼れる身寄りがないことにより日常生活を営むのに支障がある生活困窮者及び特定被保護者**を追加。

居住支援担当の岡田より



単身世帯の増加・地域のつながりの希薄化が進む中、頼れる身寄りがない方への支援は全国的な課題となっています。地域居住支援事業は、住まいの確保と居住継続支援を一体的に進める重要な取組です！まだ実施していない自治体におかれては、ぜひ実施を検討ください！



③ 頼れる身寄りがない者等の相談支援の明確化

～ 改正ポイント ～

- ・ 自立相談支援事業において、**頼れる身寄りがないことによる支援ニーズも考慮した相談支援を行うことを明確化。**
- ※ 同事業において考慮すべき事情として「家族その他の関係者の状況」を明記

④ 福祉事務所未設置町村における一時相談事業の実施の努力義務化

～ 改正ポイント ～

- ・ **福祉事務所を設置していない町村**において、生活困窮者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、都道府県との連絡調整、都道府県が実施する**自立相談支援事業の利用の勧奨等（一次相談事業）の実施に努めることとする。**

相談支援担当の延滞より



今般の法改正は、頼れる身寄りがない高齢の方などが、地域で安心して生活が続けられるよう、これまで家族や親族が担ってきた生活上の支援を様々な制度を組み合わせ対応するための改正になっています。

自立相談支援事業は包括的な相談支援（断らない相談支援）の「入口」として、頼れる身寄りのいない方からの相談があったときの対応やつなぎ先などについてぜひ検討を進めていただきたいと思います。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、身近な相談窓口を設置することで、住民の相談の利便性が高まることが期待されますので、努力義務化にあわせて実施の検討をお願いいたします！





3.ご報告・お知らせ

令和9年度予算の概算要求を行いました！

8月末に令和9年度予算の概算要求を財務省に提出しました。
生活困窮者自立支援制度に関係する要求の概要は以下のとおりです。

要求の概要

① 頼れる身寄りがいない生活困窮者への支援等の相談支援の強化

- ・ 自立相談支援機関において引き続き住まい相談支援員の配置を進めるとともに、頼れる身寄りがいない生活困窮者への相談支援を中心に行う支援員を配置することで、様々な生活課題の相談を包括的に受け止めるための体制整備を推進。
- ・ 各事業の国庫負担（補助）基準について、処遇改善の取組等を評価。

② 子ども・若者支援の充実

- ・ 困難を抱える若者への支援を官民協働で進めるモデル事業を実施。
- ・ 子どもの学習・生活支援事業について、体験活動や軽食提供を推進するとともに、実施初年度の財政支援を手厚く行うことにより、事業の立ち上げを支援。

③ 任意事業等の実施推進・強化

- ・ 専門スタッフ派遣や都道府県支援等を通じて任意事業未実施自治体の立ち上げを支援。
- ・ 認定就労訓練事業のパンフレットによる周知や、就労準備支援事業利用者等が認定就労訓練事業を利用する際の交通費を補助することで、認定就労訓練事業の活用を推進。

④ ICT・AI活用等も含めた生活困窮者自立支援の機能強化や質の向上

- ・ 生産性向上の観点等を踏まえて生活困窮者自立支援統計システムを大改修(R11～稼働予定)。
- ・ 特例貸付の借受人へのフォローアップや、活動二ーズの増大した民間団体等の活動、中間支援組織の立ち上げ等に対する支援を実施。

⑤ 災害時対応も見据えた生活福祉資金貸付事務のデジタル化

- ・ AIの活用も含めて貸付事務のデジタル化に向けたシステム改修を実施。

詳細は厚生労働省HP「令和9年度各部署の概算要求」（社会・援護局（社会））をcheck！

⇒<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/27syokan/03.html>

全国研究交流大会 in 千葉 を開催します！

第13回生活困窮者自立支援全国研究交流大会が千葉県千葉市で開催されます！

今大会のテーマは「生活困窮者自立支援がこれから向かう未来 ～行政と住民が共につむぐ断らない支援と地域～」です。

なんと今年は**参加費無料**！今年も現地参加のほかオンライン参加も可能です。みなさまのご参加お待ちしております！

【開催日程】

11月7日（土）～11月8日（日）

【申込期限】

現地参加：10月16日（金）

オンライン参加：10月30日（金）

大会の詳細・参加申込はこちらから！

困窮者支援情報共有サイト
～みんなつながるネットワーク～
https://minna-tunagaru.jp/join/zenkoku_taikai/



「就労支援の手引き」が全面的に改正されました！

これまで「自立相談支援事業の手引き」「就労準備支援事業の手引き」「認定就労訓練事業のガイドライン(一部)」に分かれていた就労の支援に関する記載を統合・再編集しました。

【主な改正ポイント】

- ✓ 総論で、就労支援に関わる支援員が共通して理解すべき意義や役割を記載し、その後各論（各事業）へという構成にしています。
- ✓ **就労支援は「本人が希望する暮らし方や働き方を実現すること」を明確化**しました。
- ✓ **地域の「参加する場・働く場」とつながるプログラムの重要性**をあらたに総論等に記載しています。
- ✓ **認定就労訓練事業の支援者側の支援プロセスについてモデル例**を掲載

※その他、既存の手引きから内容が大幅に変更しておりますので、就労支援に関わる皆様におかれましては、デスクに1冊常備していただくとご参考になるかと思います！



認定就労訓練事業の厚生労働大臣表彰を創設します！

10/15（木）締切！

認定就労訓練事業を通じて、職場に当事者を幅広く受け入れ、訓練を実施するだけではなく、職場内の業務のあり方を工夫しながら、持続可能な就労訓練事業を実施している事業所のみなさまを全国より推薦いただき、選考委員会の選考により表彰事業所を決定いたします。

※推薦にあたっては、都道府県・指定都市・中核市より推薦いただきますが、自立相談支援機関等のみなさまからの推薦も可能となっておりますので、お心当たりがありましたら、ぜひ、認定先の都道府県等へご一報をお願いします！

○表彰式

「第13回 生活困窮者自立支援全国交流研究大会」

開催日：令和8年11月7日（土）全体会 13：15～13：35（予定）

○表彰種別 優秀認定就労訓練事業所4社程度を予定



ひきこもり支援担当（地域福祉係）からのお知らせです。



ひきこもり支援における
支援者ケア事業

ひきこもり支援を語るCafé

毎月開催
しています！

「ひきこもり支援を語るCafé」は、全国のひきこもり支援従事者同士で情報交換及び交流する場として毎月開催しているオンラインミーティングです。ひきこもり支援が複雑化・長期化するなか、支援者が抱える悩みに寄り添い、困難を軽減・解消することを目的としています。

～ひとりで抱えこまない支援へ～
支援者同士が相談できる場をつくり
ひきこもり支援の輪を広げていく



支援者自身も安心して
立ち止まること
ができる時間

“ひとりで
抱え込まない”で
分かち合える場

“自分だけで解決
しなくていい”
みんなと一緒に
考えられる場

ひきこもり支援を語るCafé実施予定

10/14(水) 14:00-15:30	【ゲスト登壇会】東洋英和女学院大学准教授 穴倉久里江様によるご講演 『ひきこもり支援をめぐる不安との向き合い方、対象者との関係づくり』
11/11(水) 10:00-11:30	【ゲスト登壇会】 権利擁護支援プロジェクトととも代表理事 川端伸子様によるご講演 『気づくことの大切さとは（仮）』
12/18(金) 10:00-11:30	【ゲスト登壇会】 臨床心理士・公認心理師・博士（臨床心理学） 田上貢様によるご講演

Caféにご関心のある方は、下記までお気軽にご連絡ください！
視聴リンクをお送りいたします！

【厚生労働省地域福祉課地域福祉係：chiikifukusi@mhlw.go.jp】

Caféのアーカイブ配信（YouTube）はこちら→

【厚生労働省ひきこもり支援者ケア事業】

http://www.youtube.com/mhlw_shienshacare



ひきこもりVOICE STATION全国キャラバンを開催しています！

ひきこもり支援専門官の佐野です！日頃、ひきこもり支援にご理解ご尽力いただき、誠にありがとうございます！
現在、日本では、約50人に1人がひきこもり状態にあると推計されています。（＊15～64歳/令和4年度内閣府調査に基づく推計）
「怠け」「甘え」という考えは誤解であり、みなさん【ひきこもらざるを得ない】状態となっている方が
ほとんどであると思います…

そういった、ひきこもりの方々への理解が育まれる地域共生社会の実現を目指して

「ひきこもりVOICE STATION全国キャラバン」を今年度も開催しています！

ひきこもり当事者の様々な思いに触れることで、理解を深め、みんなが生きやすい地域について、
一緒に考えてみませんか？どなたでもご参加・視聴いただけます！



厚生労働省

ひきこもり経験者と話そう。
誰もが生きやすい地域について。

ひきこもりVOICE STATION
全国キャラバン
2026

2026年8月22日(土)～11月14日(土)
全国6都府県で開催！
大阪府大阪市/青森県青森市/岐阜県岐阜市/
山梨県甲府市/岡山県岡山市/宮城県宮崎市

ひきこもり
VOICE STATION
アレンスが参加！

宮本亜門
山田ルイ53世
まいきち

また、「こもリアル」という実話に基づいた
ショートドラマも配信中です！下記のWEBサイ
トからご覧いただけます！



ひきこもりVOICE STATION WEBサイト

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/event/>



編集後記



今月号のニュースレターを担当しました、法令係の鈴木です。今年の夏は夏季休暇を利用し、和歌山県旅行を敢行しました。久しぶりの海水浴となりましたが、身体が思うように動かず、とても驚きました…。そのほか和歌山ラーメンの色々な味を楽しんだり、アドベンチャーワールドで馬に乗ったり、パンダがかつていた檻や展示を見たりなど、素敵な時間を過ごすことができました。また、シルバーウィークには北海道の函館へ旅行に行き、こちらグルメを思う存分楽しみながら、「100万ドルの夜景」と呼ばれる函館山の山頂からの景色を拝みました。



(身体が動かず白浜の波に負けているようす)



(函館山からの景色)

業務では全国津々浦々、様々な現場への視察や出張の機会を頂きました。現場で支援されている方々の思いや制度への期待など、様々なお声を拝聴させていただきました。ご意見を頂戴するたび、生活困窮者自立支援制度、ひいては国の政策が持つ可能性と人々の暮らしへの影響を改めて痛感し、今後ともより良い制度に向け、ひたむきに業務に励んでいきたいとより強く思うようになりました。

最後になりましたが、次回以降のニュースレターもぜひお読みいただけますと幸いです。引き続き何卒よろしくお願いいたします！



(ひきこもりVOICE STATION全国キャラバン会場)



(都市型農園「豊中あぐり」での写真)

